

地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金により実施した事業の補助対象事業費の精算が過大

1件 不当金額(支出) 3618万円

1 補助金の概要

地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金は、地域における情報通信基盤の強じん化を図るための事業を行う事業主体に対して、事業の実施に要する経費の一部について、国が補助するものである。その補助対象事業費は、事業のために必要な設備及びこれを収容する施設の設置等に要する経費となっている。

2 検査の結果

株式会社中海テレビ放送は、平成25年度に、通信経路を複線化する基点となるサブセンターを鳥取県米子市内の3か所に整備するなどしていた。そして、このうち角盤サブセンターについて、本件補助事業の対象の一部である放送・通信設備等(補助対象設備)を収容する施設と、本件補助事業ではなく同会社の単独事業での整備を予定している設備(単独予定設備)を収容する施設とを、一体的に設計し施工していた。そして、同会社は、補助対象設備と単独予定設備の双方に電力を供給するための非常用発電機等を、この施設の建物と合わせて本件補助事業により設置していた(建物、非常用発電機等を「建物等」)。

同会社が補助事業で整備する施設と単独事業で整備する施設とを一体的に施工する場合には、地域ケーブルテレビネットワーク整備事業実施マニュアルに基づき、補助事業のみに係る経費及び単独事業のみに係る経費を除いた共用部分に係る経費について、補助事業と単独事業の専有面積の比率等の合理的な方法で案分した上で補助対象事業費を算出することになっている。

そして、同会社は、角盤サブセンターに隣接する同会社のビルに設置した既設の設備にも前記の非常用発電機で電力を供給することを予定していたことから、建物等に係る経費のうち補助対象事業費を算定するに当たり、専有面積の比率ではなく、非常用発電機が電力を供給する設備の消費電力の合計のうち補助対象設備の消費電力が占める割合(電力割合)を用いることとし、これを42%と算出して、建物等に係る経費に一律に乗じていた。

しかし、補助事業のみに係る経費及び単独事業のみに係る経費を共用部分に係る経費と区分できたにもかかわらず、こうした区分を行わずに建物等に係る経費を一律に案分していたことは適切ではない。また、建物等に係る経費に対して、その過半が建築費であるにもかかわらず、専有面積の比率等を用いることなく電力割合を用いて案分していたことは適切ではない。さらに、同会社が算定した電力割合は、補助対象設備の消費電力に単独予定設備等に係る消費電力を含めるなどされていたことから、過大となっていた。

したがって、建物等に係る経費から補助事業及び単独事業の経費を適切に区分した上で建物の共用部分に係る経費には補助事業の専有面積の割合(6.32%)を乗じ、また、非常用発電機等の共用部分に係る経費にはそれぞれの適正な電力割合を乗ずるなどして、適正な補助対象事業費を算定すると2億0595万円となり、本件補助対象事業費3億1450万円(国庫補助金交付額1億0483万円)との差額1億0855万円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金相当額3618万円が不当と認められる。